

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 1 全体評価</p> <p>【原文】 一方、経営方針等については、「基本理念」、「基本方針」を周知・公表されつつも、それを具体化する重点施策は検討段階にとどまっており、教育研究組織の見直しや全学委員会の精選についても、同様に検討段階にとどまるなど、取組に遅れが見られ、早急な対応が求められる。</p> <p>【申立内容】 削除願いたい</p> <p>【理由】 重点施策については2頁に、全学委員会の精選については3頁に申立てしているとおり。 教育研究組織の見直しについては、教育組織及び研究組織の在り方についての検討が十分ではないということであり、教育研究組織の改編を伴う見直しそのものと誤解されてしまうため。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 重点施策については、平成17年度中に策定する計画が、策定まで至っていないこと 教育研究組織の見直しについては、中期目標で掲げており、そのプロセスとして、教育研究組織の在り方について検討しているが検討が十分ではないこと 全学委員会の精選については、改善策の検討にとどまっており、平成18年度に実施すること 以上のことから、平成17年度時点において年度計画を十分には実施しておらず、取組に遅れが見られると判断されるため。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 (1) 業務運営の改善及び効率化</p> <p>【原文】 【法人による自己評価と評価委員会の判断が異なる事項】 年度計画【 - 1) - イ】「教育、研究、社会貢献に関する6年間の重点施策を戦略会議で検討し、経営協議会、教育研究評議会で審議し、役員会で決定する。」(実績報告書57頁)については、重点施策(アクションプラン)の策定に至っていないことから、年度計画を十分には実施していないものと認められる。</p> <p>【申立内容】 削除願いたい</p> <p>【理由】 確かにアクションプランの承認は平成18年6月であり、17年度中の策定ではないが、提出済の第4回経営協議会(18年3月15日開催)資料に基づきご議論いただき、ほぼ了承を得ていた。議事要旨(資料編29頁)に記載の「本日の意見を踏まえ、学内で検討することとなった。」というのは、学内で修正の上決定し、その結果を報告するという趣旨であった。アクションプランは重要事項であり、外部からのご意見を十分尊重する意味から、学長の判断により、既にできあがってはいたが、念のため再度6月の経営協議会で最終的な承認をいただくこととしたものである。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 教育、研究、社会貢献に関する6年間の重点施策を決定するという年度計画が達成されていないため。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 (1) 業務運営の改善及び効率化</p> <p>【原文】 【法人による自己評価と評価委員会の判断が異なる事項】 年度計画【 - 2) - オ】「前年度に実施した新たな全学委員会体制の問題点をリストアップし、改善する。」(実績報告書59頁)については、中期計画において「全学的な運営のための委員会を精選し、効率的かつ機動的な運営が実施できる体制を平成17年度までに構築する。」こととされているが、検討にとどまっていることから、年度計画を十分には実施していないものと認められる。</p> <p>【申立内容】 削除願いたい</p> <p>【理由】 中期計画の「平成17年度までに構築」については、16年度の実績報告書に記載のとおり、「年度計画を上回って実施している」ことから、17年度はもとより16年度において、既に体制は構築されているものと考えている。その上で、さらにより良い体制として発展させていくため、また、16年度の評価委員会による評価結果に「全学委員会の更なる簡素化について検討することが期待される」と指摘されたことも踏まえ、検討を行っているものである。</p>	<p>【対応】 意見を踏まえ、下記のとおり修正する。</p> <p>『年度計画【 - 2) - オ】「前年度に実施した新たな全学委員会体制の問題点をリストアップし、改善する。」(実績報告書59頁)については、<u>問題点のリストアップはされているものの、改善策の検討にとどまっております</u>、年度計画を十分には実施していないものと認められる。』</p> <p>【理由】 検討段階にとどまっております、改善したとはいえないため。</p>